

令和6年度

都城市定期監査報告書

都城市監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき
定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果について報告する。

令和 7 年 2 月 18 日

都城市監査委員	新井	克美
都城市監査委員	上之園	誠
都城市監査委員	榎木	智幸

目 次

	ページ
第1 監査の種類	1
第2 都城市監査基準への準拠	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点及び実施内容	1
第5 監査の結論	2
第6 監査の内容及び意見	
1 業務委託の契約締結方法及び検査・支払について.....	3
(1) 契約締結方法について.....	3
(2) 契約内容に基づく検査・支払について.....	5
2 債権管理における督促手続について.....	6
3 使用料の減免手続について.....	7
4 学校における準公金の取扱いについて.....	8
5 工事監査について.....	9

定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第2 都城市監査基準への準拠

監査は、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に準拠し、実施した。

第3 監査の対象

本年度の監査は、次に掲げる部局に対して、財務に関する事務（公金等の管理を含む。）及び経営に係る事業の管理について、主として令和5年度及び令和6年度（監査日現在まで）を対象とした。

なお、対象部局における監査実施期間は、次のとおりである。

対 象 部 局	監 査 実 施 期 間
総 合 政 策 部	令和6年3月14日から令和6年5月30日まで
地 域 振 興 部 (山田総合支所・高崎総合支所)	令和6年8月28日から令和6年11月28日まで
上 下 水 道 局	令和6年9月13日から令和7年1月21日まで
教 育 委 員 会	令和6年9月13日から令和7年1月21日まで
教 育 委 員 会 (小 中 学 校)	令和6年10月18日から令和7年1月21日まで

第4 監査の着眼点及び実施内容

本年度の監査は、次に掲げる事務の執行が、関係法令及び条例、規則等に基づいているか、経済性、効率性及び有効性の観点を踏まえているか、以前の指摘事項が改善されているか等に着目して実施した。

- ① 補助金の交付及び確定事務
- ② 業務委託の契約手続及び履行確認事務
- ③ 公有財産管理事務（行政財産目的外使用の申請、許可及び使用料徴収等）
- ④ 公金等の取扱事務（現金領収帳及び窓口現金管理）

監査の方法は、あらかじめ提出を求めた財務関係諸帳簿等について、照合、調査及び確認の作業を経た後、実地調査を行い、必要に応じて関係職員からの説明を聴取する方法により、財務に関する事務処理等の適否について実施した。説明聴取に当たっては、必要に応じて制度主管課の同席を求めた。

また、工事に関する技術的監査については、計画、設計、積算、契約、施工等が適正かつ効率的に行われているかを着眼点として、業務委託の方法により実施した。

なお、監査の実施は、抽出の方法（試査）によった。

第5 監査の結論

本年度の監査は、第4に掲げた事務について、法令に適合しているか、「最少の経費で最大の効果を挙げ」ているか（自治法第2条第14項）、そして、監査の指摘事項が是正されているかに着目し、実施した。

本年度の監査の結果、対象とした事務・事業について、第6に述べる不適切事例（「5 工事監査について」を除く。）は見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。軽微な過誤事例等については、担当職員の情報共有及び再発防止の観点から、別途、事務局長から総務部総務課長等に対して通知する。

監査委員監査の目的は、過誤事案を指摘することにとどまるものではなく、法令、条例、規則等に基づいた事務処理が励行されているかを検証し、もって、事務処理の適正及び改善に資することにあると考える。

今回の監査においては、①業務委託の契約締結方法及び検査・支払、②債権管理における督促手続、③使用料の減免手続、④学校における準公金の取扱いについて、重点的に意見を述べた。

今回の監査の結果、法的な根拠の確認を怠り、引継書のみ頼って事務を処理する悪しき前例踏襲主義に陥っている事例が散見された。市民に選ばれた議員によって構成された市議会で成立した「条例」あるいは自治法に基づいて市長が制定した「規則」に基づいて個別具体的な事務を遂行することが行政の基本である。この基本に立ち返り、法令、条例、規則等に基づいた事務の執行体制を確立することが求められる。

本年度の監査の結果を活用し、最少の経費で最大の効果を挙げる行政事務の執行を期待したい。

第6 監査の内容及び意見

1 業務委託の契約締結方法及び検査・支払について

(1) 契約締結方法について

ア 関係法令等

自治法第234条第1項は、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と規定し、同条第2項は、「随意契約（……）は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによりることができる」と規定しており、随意契約は、例外的な契約締結方法であることを明らかにしている。

そして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第1号は、同令別表の額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める金額を超えない場合は随意契約によりることができる旨を規定しており、この随意契約は、「少額随意契約」と呼ばれている。

これらの規定を受けて、都城市財務規則（平成18年規則第65号。以下「財務規則」という。）第160条第1項は、工事、財産買入れ、物件借入れ等の種類別に、少額随意契約の手続によりることができる金額を定めており、これによると、業務委託については、予定価格が50万円を超えない場合に少額随意契約によりることができる。

また、財務規則第162条は、契約担当者は、随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ競争入札の場合に準じて予定価格を定めなければならない旨を規定している。

そして、財務規則第161条第1項は、随意契約に付するときは、原則として、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨を規定している。

イ 監査の結果

(ア) 事案の概要

所管課（教育総務課）は、令和5年度において、16件の小学校遊具撤去業務委託契約（以下この項において「本件委託」という。）を行った。

本件委託は、令和4年度に所管課が市内の全小学校を対象に実施した「小学校遊具定期点検業務委託」の点検結果に基づき、危険性の高い異常があり、かつ、修繕等が困難と認められた遊具について、業者にその撤去業務を委託したものである。

(イ) 発注方法の問題

所管課は、本件委託の発注手続において、執行伺日及び契約日が近接している次の3件について、いずれも同じA及びBの2業者から見積書を徴し、かつ、3件とも一方のA業者が受注していた。また、予定価格及び契約額は、いずれも50万円に近い金額であった。

このような発注方法は、競争入札を回避するための分割発注であると疑われかねない。

件名	執行伺日	予定価格	契約日	契約額
①梅北小遊具撤去業務委託	R5. 11. 21	412, 313 円	R5. 12. 4	400, 598 円
②五十市小外遊具撤去業務委託	R5. 11. 28	497, 129 円	R5. 12. 8	486, 791 円
③川東小遊具撤去業務委託	R5. 11. 30	499, 999 円	R5. 12. 12	491, 770 円

(ウ) 予定価格設定方法の問題

本件委託において、所管課は、あらかじめ参考見積書の徴取等による予定価格の積算を行わず、それぞれ2者の見積書を徴して受注者を決定した後に、執行伺書の作成及び予定価格調書の作成をしていた。

また、所管課は、本件委託に係る予定価格の設定において、2者の見積書のうち高い方の金額を採用することについて合理的な根拠を示すことなく、相当と判断した。そして、高い方の見積書が50万円を超える次の3件については、競争入札を回避するため、執行伺書及び予定価格調書を「499, 999 円」として作成していた。

件名	見積書 1	見積書 2	予定価格	契約額
①江平小遊具撤去業務委託	485, 100 円	524, 700 円	499, 999 円	485, 100 円
②山之口小外遊具撤去業務委託	486, 200 円	504, 790 円	499, 999 円	486, 200 円
③川東小遊具撤去業務委託	491, 770 円	502, 715 円	499, 999 円	491, 770 円

(エ) 見積書徴取方法の問題

本件委託において、所管課は、2者の見積書を徴する際、各別の業者に見積書の提出を依頼するのではなく、特定の業者に他者の見積書についても併せて提出することを依頼し、これを受領していた。これは、適正な価格競争と評価することは困難といわざるを得ない。

ウ 監査の意見

本件委託については、令和4年度に遊具の点検結果が出ていたこと及び16件の契約の合計額が5,056,354円であることに鑑みると、所管課は、競争入札の方法により計画的な発注を行うことを前提に、契約締結方法を検討すべきであったのではないかと考えられる。

しかしながら、本件委託においては、16件全てについて、例外的な契約締結方法である随意契約（少額随意契約）の手続によっていた。

また、個々の事務処理においても、法令及び財務規則で定める契約手続におけるルール順守の意識が著しく欠如しており、内部統制が機能していないのではないかと懸念される。

制度主管課においては、これを所管課のみの問題とせず、このような事案が発生する原因の究明や現行ルールに問題点がないかの検証を行い、全庁的な事務改善を図ることが望まれる。

(2) 契約内容に基づく検査・支払について

ア 関係法令等

自治法第234条の2第1項は、「普通地方公共団体が（……）請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（……）をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と規定している。また、自治令第167条の15第2項は、「地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（……）に基づいて行わなければならない」と規定している。

そして、契約対価の支払については、検査に合格したものでなければ当該契約に係る支出の手続を行うことができない（財務規則第139条第1項）。そうすると、「検査」という契約手続上の行為は、公金支出の前提になるものであって、極めて重要な役割を担っているといえることができる。

イ 監査の結果

【事例1】

委託業務については、完了払が原則であり、分割払は一定の要件の下に認められている例外的な取扱いである。

分割払の要件について、財務規則第138条の2第1項は、履行期間が2月以上にわたる役務の提供（……）に係る契約に基づき支払う経費で、履行期間が終了した月又は時期のうち支払額が確定したものが対象となる旨を規定している。

所管課（デジタル統括課）は、公共施設等予約システム実証事業委託契約（契約金額：3,848,350円、履行期間：令和4年5月9日から同年8月8日まで）において、委託の目的がシステムの実証事業であることに鑑みると、分割払の要件を満たしていないにもかかわらず、契約金額の約94%（3,611,850円）を第1回、各3%（118,250円）を第2回及び第3回とする分割払を行っていた。

また、各回の分割払に相当する業務の履行内容が明確となる報告書等が提出されていないにもかかわらず、検査調書において「合格」として支払をしていた。

【事例2】

市が委託業者との間で締結した契約書について、その内容を変更しようとするときは、変更契約書を作成しなければならない（財務規則第129条第2項）。

所管課（生涯学習課）は、地区公民館樹木等管理業務委託契約において、当初契約の仕様書で定めた業務の一部を別の業務に振り替えるよう業者に依頼したにもかかわらず、変更契約書を作成していなかった。

そして、当初契約の仕様書に基づいて検査を行い、「合格」として委託料全額を支払っていた。

ウ 監査の意見

契約の履行確認（給付の検査）は、契約の内容に基づき行う必要がある。
また、その対価の支払は、契約の内容に基づく給付が行われたことを検査員が確認した結果に基づいて行うものである。

上記に掲げた各事例においては、いずれも契約書（仕様書）で定める内容に対応した検査が適切な方法で行われていないにもかかわらず、検査調書では「合格」とし、委託料が支払われていた。

本年度の監査において、これらの事例のほかにも、報告書類や検査方法に不備があるにもかかわらず「合格」とし、支払が行われている事例が散見された（高崎総合支所地域生活課、学校教育課、水道課）。

これらのことは、検査調書において、検査内容（どのような検査方法により履行確認したのか）を具体的に記載する様式になっていないことに問題の一端があると考えられる。

制度主管課において、どのような検査方法により履行確認をしたのかが明確になるような様式の整備が求められる。

2 債権管理における督促手続について

（1）関係法令等

公法上の債権について、自治法第 231 条の 3 第 1 項は、歳入を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨を規定している。また、私法上の債権について、自治令第 171 条は、履行期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨を規定している。

これらの規定を受けて、都城市債権管理条例（平成 28 年条例第 44 号。以下「債権管理条例」という。）第 6 条第 1 項は、督促について「書面により、規則で定める期間内に行うものとする」と規定している。そして、都城市債権管理条例施行規則（平成 28 年規則第 54 号）は、第 6 条第 1 項で、督促の時期について「履行期限後 20 日以内に行うものとする」と規定し、同条第 2 項で、督促で指定する期限について「当該督促を発した日から起算して 10 日を経過した日とする」と規定している。

（2）監査の結果

【事例 1】

公共下水道敷地等占用料の滞納者に対して、所管課（下水道課）は、条例で定める督促に該当しない電話催告を繰り返して行い、書面による督促については、約半年後に行っていた。

なお、この債権は少額のため、延滞金の発生には至っていなかった。

【事例 2】

移住応援給付金の返還請求事案において、所管課（人口減少対策課）は、規則で定める期限内に督促を行っていなかった。また、督促状に記載された「指定期限」が規則に基づいて指定すべき期限を超えていた。

（3）監査の意見

債権の種類（公法上の債権又は私法上の債権）にかかわらず、納期限までに納付しない者があるときは、債権管理条例等に基づく督促が必要である。また、督促を行わなければ、延滞金（債権管理条例第 7 条第 1 項）又は遅延損害金（同条例第 8 条第 1 項）を徴収することはできないから、督促を行わないことは、本体の債権だけでなく、延滞金又は遅延損害金の徴収を怠っていることも意味する。

本市においては、全庁的な債権管理の適正化を図るため、債権管理条例が平成 28 年に制定（平成 29 年 4 月 1 日施行）されたものの、各所管課においては、同条例で規定する督促の重要性についての認識がいまだ不十分であると思われる。

制度主管課において、このことに対する更なる周知が必要である。

3 使用料の減免手続について

（1）関係法令等

自治法第 228 条第 1 項は、「使用料（……）については、条例でこれを定めなければならない」と規定している。

このことから、条例において特に減免の規定が明記されている場合を除き、市長は、条例で定められた金額を徴収する必要がある。したがって、使用料の減免を行うには、条例にその根拠規定が設けられていることが必要である。

（2）監査の結果

【事例 1】

都城市高崎福祉保健センターにおいて、所管課（高崎総合支所地域生活課）は、多目的ホールのピアノ使用料について、都城市高崎福祉保健センター条例施行規則（平成 21 年規則第 78 号）第 5 条で規定している減免の申請及び決定の各手続を行わないまま、減免していた。

【事例 2】

木場城史跡公園に展望台を設置するための公園施設設置許可において、設置許可申請書のみが提出され、使用料の減免申請書が提出されていなかったにもかかわらず、所管課（高崎総合支所産業建設課）は、設置許可書において使用料を減免する旨を記載し、通知していた。

なお、都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成 22 年条例第 43 号）第 21 条第 3 項の規定に基づく公園施設設置使用料の減免について、都城市

都市公園以外の公園に関する条例施行規則（平成 22 年規則第 49 号）には、申請を行う際の手続に関する規定がなかった。

（３）監査の意見

上記（１）で述べたように、市長が使用料の減免を行うには、条例上の根拠が必要である。

一方、使用料の減免の法的性質は、債権放棄と解されており、市の保有する権利の放棄（債権放棄）は、法令又は条例で定める場合を除き、市議会の議決事項とされている（自治法第 96 条第 1 項第 10 号）。

このことを踏まえると、条例において減免に関する根拠規定を設ける場合には、減免事由をできるだけ具体的に掲げる必要がある。また、減免の手続についても、条例又はその委任を受けた規則で明確にする必要がある。

そして、使用料の減免（債権放棄）を行うに当たっては、条例の規定に基づき適正に判断したことを明らかにするため、減免の決定通知書において条例の根拠条項を明記することが求められる。

なお、使用料以外の市の債権についても、減免をするに当たっては、根拠条項を明らかにして減免決定をすべきことは同様である。

4 学校における準公金の取扱いについて

（１）関係法令等

都城市公金等管理適正化に関する要領（平成 19 年度訓令第 27 号）第 3 条は、所属長は各所属で管理している公金等（市の職員が関与している現金、預金通帳、金券及び金庫）の保管状況について公金等管理台帳を作成し自ら管理保管すべき旨を規定し、同要領第 4 条は、所属長は各所属で管理している金庫を毎月末日に点検し金庫内点検記録簿に点検した結果を記録すべき旨を規定している。

また、学校における現金、預金通帳等の適正管理のため教育委員会が制定した「都城市立小中学校準公金取扱要綱」は、第 1 条において、職員及び P T A 雇用職員等が都城市立小中学校で取り扱う現金、預金等のうち公金以外の現金等で公的性質を有するものを「準公金」と規定し、第 2 条において、学校で管理する「準公金」の種類を次のとおりと規定している。

- ① 学校納入金 児童生徒及び保護者の受益者負担として適宜集金し、学校の教育計画に沿って保護者が学校へ納入する現金等
- ② 団体会計の現金等 P T A 等学校教育活動に密接な関係のある任意団体で学校教育の振興に資するものとして連携協力が不可欠な会計の現金等
- ③ その他の現金等 上記①②のほか、学校が取り扱う公金以外の現金等

(2) 監査の結果

本年度において、全54校の小中学校中、10校を対象に実地監査を行ったところ、令和5年4月から令和6年9月までの「金庫内点検記録簿」及び「準公金通帳管理台帳」に、次の通帳3件について記載がなく、上記の要領等に基づく準公金管理が行われていなかった。

- ① 都城市立吉ノ元小学校校長（遠距離通学費補助金及び就学援助費用）
- ② 吉之元小学校N A A S H共済会代表校長（スポーツ保険用）
- ③ 創立100周年記念事業代表（東小学校P T A会計）

(3) 監査の意見

約2年前、小松原中学校において通帳の紛失及び使途不明金に関する刑事事件が発生し、社会の耳目を集めたことは記憶に新しい。この事件を受け、教育委員会においては、学校における準公金の取扱いの適正化について各小中学校に周知徹底を図った。しかしながら、本年度の監査において、いまだ準公金の管理が不十分であることが明らかになった。

教育委員会は、学校における準公金管理の状況について総点検を行うなどして、一層の事務適正化を図ることが求められる。

5 工事監査について

(1) 実施方法及び調査日

監査の実施に当たっては、工事の技術面に関して、「公益社団法人大阪技術振興協会」に工事技術調査業務を委託し、同法人から派遣された技術士（建設部門、総合技術監理部門）による書類調査及び現地調査を実施した。

技術士の調査日は、令和6年10月7日（書類調査）及び同8日（現地調査及び説明聴取）である。

(2) 対象工事

対象工事は、令和6年度に本市が発注した工事の中から次に掲げる3件を抽出した。

① 公共建起工R6第2号 国道269号（郡元町）污水管布設工事

工 事 概 要	污水管の布設工事
工 事 担 当 課	下水道課
施 工 場 所	都城市郡元町
契 約 金 額	14,078,900 円
契 約 期 間	令和6年7月4日～令和6年11月20日
契 約 区 分	指名競争入札
進 捗 率	4.0%（令和6年9月30日現在）

② 建設R6第10号 国道10号（石山地区）配水管布設工事

工 事 概 要	老朽化した配水管更新のための布設工事
工 事 担 当 課	水道課
施 工 場 所	都城市高城町石山
契 約 金 額	52,580,000 円
契 約 期 間	令和6年7月11日～令和7年3月7日
契 約 区 分	指名競争入札
進 捗 率	33.9%（令和6年9月30日現在）

③ 建設R6第19号 高崎統廃合事業 旭・田平線導配水管布設工事

工 事 概 要	導水管と配水管の布設工事
工 事 担 当 課	水道課
施 工 場 所	都城市高崎町大牟田
契 約 金 額	68,200,000 円
契 約 期 間	令和6年8月1日～令和7年3月14日
契 約 区 分	指名競争入札
進 捗 率	3.0%（令和6年9月27日現在）

（3）監査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会から、令和6年11月27日に「令和6年度都城市工事技術調査結果報告書」の提出を受けた。

これによると、工事技術調査は、次に掲げる事項について、適切、適正に実施されているか技術的観点から調査した、としている。

- ① 計画
- ② 設計
- ③ 積算
- ④ 契約
- ⑤ 施工及び現場調査
- ⑥ 監督・検査・工事成績評定

その結果、いずれの対象工事においても、「書類調査、現地調査において、全般に良好である」との評価を受けた。